

仕 様 書

1 名 称

令和6年度鳥取県西部総合事務所日野振興センターが所管する公用車の車検及び定期点検委託業務
(以下「本業務」という。)

2 業務の範囲

別記1及び別記2の対象車両に対して、別表1から別表3まで(以下「各表」という。)の区分欄ごとに次に掲げる業務

(1) 基本点検項目に係る業務

道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第62条の規定に基づく継続検査(以下「車検」という。)及び同法第48条の規定に基づく定期点検整備(以下「定期点検」という。)に係る業務で、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号。)及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するものとして、各表の基本点検項目の項において発注対象としているもの。

(2) 追加点検項目に係る業務

車検及び定期点検(以下「点検等」という。)に係る(1)以外の業務で、各表の追加点検項目の項において発注対象としているもの。

(3) その他に係る業務

点検等に係る(1)以外の業務で、各表のその他の項において発注対象としているもの。

3 対象車両に係る、点検等の種類及び予定回数

入札番号	車両(用途)	台数*	検査点検の種類	予定回数
1	凍結防止剤散布車(普通特種)	3	車検	3
			3ヶ月点検	9
	散水車(普通特種)	1	車検	1
			3ヶ月点検	3
	路面清掃車(普通特種)	1	車検	1
			3ヶ月点検	3
2	作業車(普通特種) (2tダンプ Wキャビン)	1	車検	1
			6ヶ月点検	1
	合材運搬車(普通特種) (2tダンプ クレーン付)	1	車検	1
			6ヶ月点検	1
	点検パトロール車(普通特種) (1t級)	2	車検	2
			6ヶ月点検	2
	道路パトロール車(普通特種) (普通乗用)	1	車検	1
6ヶ月点検			1	
凍結防止剤散布車(普通特種)	1	車検	1	
		6ヶ月点検	1	
道路パトロール車(軽乗用車)	1	車検	1	

*対象車両の登録番号は別記1及び別記2に記載。

(注)登録番号、台数、検査点検の種類及び点検予定回数については、令和6年4月11日現在のものであり、今後変更の可能性がある。

4 この業務の対象外の部品の交換等

(1)上記2に規定する業務の結果、国の定める保安基準等に適合しない、若しくはその恐れがあるなど、この業務の対象とならない部品の交換、調整等(以下「対象外部品交換等」という。)が必要な場合には、受注者は、発注者とその内容について協議しなければならない。なお、発注者は対象外部品交換等が必要と判断した場合は、当該費用をこの業務の対象外経費として、別途発注等の手続きを行う。

(2)点検整備に使用する部品は原則として純正品とする。受注者は、やむを得ず純正品以外の部品を使用する場合は、JIS規格品又は同等品を使用することとし、当該部品の使用についてあらかじめ発注者の了解を得なければならない。

(3)受注者は、2の業務の作業のうち、発注者が指定するものについては、作業前後・作業中の写真を発

注者へ提示し、発注者の確認を受けなければならない。

5 車両の引渡し及び納入日時並びに場所等について

(1) 受注者は、車両の引渡し及び納入日時について、発注者と協議の上決定するものとする。

尚、場所については次のいずれかの場所とし、発注者が別途指示するものとする。

ア 鳥取県西部総合事務所日野振興センター県土整備局

(鳥取県日野郡日野町根雨140-1)

イ 鳥取県西部総合事務所日野振興センター県土整備局 特殊車両庫

(鳥取県日野郡日野町本郷92-1)

(2) 発注者の保管場所内において、車両の引渡し及び納入のために他の車両の移動を要する場合は、発注者と受注者が協力して行うものとする。

6 その他

(1) 受注者は、点検等に係る業務の完了後、直ちに業務完了報告書(点検整備記録簿)を発注者に提出し完了検査を受けなければならない。

(2) 受注者は(1)の完了検査に合格したときは、当該業務に要する費用を発注者に請求することができる。

(3) 車検に係る法定費用(重量税及び検査手数料)については、受注者において検査機関に対して支払いを行うものとする。

なお、受注者は(2)にかかわらず、法定費用については発注者に前金払の請求をすることができる。

法定費用の領収書と自動車検査証の写しは、業務完了報告書(点検整備記録簿)に添付して提出しなければならない。

その他車検に必要な自動車損害賠償責任保険は、別途発注者が手続きを行い、車検日までに受注者に送付するものとする。